

緑化植物に関する総合的な取組みの推進について

外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱方針検討調査の開始について

平成17年度社会資本整備事業調整費（調査の部）

外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱方針検討調査

予算：112,880千円

調査実施省庁

環境省：自然環境局

農林水産省：農村振興局、林野庁

国土交通省：都市・地域整備局、河川局、道路局、港湾局

（調査の背景）

我が国においては、工事法面の早期緑化等の観点から外来植物が緑化材料として多く利用されているが、種類によっては生態系等に影響を及ぼす可能性があること等の指摘がなされている。また近年、このような問題への配慮から在来植物が積極的に利用されるようになってきているが、在来植物であっても外国で生産されたものや国内の他の産地から持ち込まれたものを利用する場合、地域の生物多様性を損なうおそれがあるため、このような場合についても十分注意する必要性が指摘されている。

公共事業における緑化では、国土保全等の観点から、また機能上の要請を踏まえて利用する植物を選定しており、在来の生態系等への影響を及ぼすことが報告されているいくつかの外来植物の利用についても、現状では代替手法が確立していない状況にある。

なお、上記のような課題に対しては、一般的に一つの地域の中でも様々な事業による緑化が行われていることから、個別の事業毎ではない横断的な検討を行う必要がある。

（調査の内容）

本調査では、国立公園等の自然性の高い地域をモデル地域として、公共事業における外来緑化植物の利用の現状把握を行い、植物の特性と地域の自然環境の実情に応じた緑化手法を関係省庁の事業で共通して用いるための制度的、技術的課題を整理し、緑化植物の利用にあたっての基本的考え方や採用すべき緑化手法の検討方法等を定めた、共通性のある緑化植物取扱の方針等の検討を行うものである。

調査は、専門家や利用関係者の参加も得て実施し、関係省庁が協力して、各省庁が行う下記のような調査の情報や成果の共有、調査内容の連携のための調整、各事業共通の課題の検討等を行うものとする。

環境省：国立公園等において行う自然公園等事業で用いる緑化植物の取扱いについて制度的、技術的課題を整理し、取扱の指針を作成するとともに、国立公園等で実施される関係省庁の事業と連携した緑化のあり方について検討を行う。

農林水産省（農村振興局）：水田などの農地や水路等の二次的自然環境を有する農村地域において実施される緑化について、外来生物（植物）による被害の防止及び農村地域における自然生態系にも調和した緑化手法など、緑化植物に求められる多様な機能の両立の観点から法面緑化の施工事例や植生調査を行い、緑化の取扱いに関する課題を整理し、関係省庁と連携した緑化のあり方について検討する。

林野庁：多様な生態系を擁する地域として、国土の約2/3を占める森林で行われる緑化の技術の特徴や施工箇所の特徴を把握しつつ、より、生態系への負荷の少ない緑化手法のための課題の整理、分析を行い、関係省庁と連携した緑化のあり方について検討する。

国土交通省：外来生物（植物）による被害の防止及びそれに関連した生物多様性保全と、早期緑化による国土保全など緑化植物に求められる多様な機能の両立の観点から、国立公園等自然性の高い地域等をはじめとして、地域の自然環境の実状に応じた緑化手法を所管公共事業で採用するための制度的、技術的課題を整理し、関係省庁と連携した緑化のあり方について検討を行う。

特定外来生物等分類群専門家会合における取扱い（案）

本調査の検討状況については、随時特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）において事務局から報告する。

専門家グループ会合においては、必要に応じてこれらの情報も活用しつつ、引き続き特定外来生物の選定のための検討を行うこととする。